

[優秀賞]

研修での学びを実践する弁護活動

田中祥之 たなか・よしゆき 第二東京弁護士会・74期

大麻取締法違反被告事件

東京地立川支判令7・6・19 令和6年(わ)第273号 LEX/DB25623675

はじめに

本件の弁護活動には、独創的な点や目新しい点は特ない。本件は、弁護士登録前後に受講してきた弁護実践についての研修¹で学んだことを実践した結果、無罪となった事件である。本稿は、1年半に及んだ弁護活動を振り返りながら、本件の弁護活動が研修に支えられたものであったことを報告するものである。

事案の概要

本件は、被疑者国選待機日に配点された事件である。被疑事実は、依頼者であるX氏が使用する自動車（以下、「本件車両」という）から、大麻が発見されたという大麻取締法違反事件である。

X氏は就職を間近に控えており、就職後は就職先の寮に住むことが決まっていた。寮はX氏の出身地から遠方であったため、現在の住居から実家に荷物を引き上げることはせず、入寮までの期間、寮の近くに在住していた知人Y氏の住居に一時的に家電等を預かって貰うことにした。Y氏も同時期に交際相手の住居に引っ越し予定があったことから、逮捕当日にX氏とY氏は、まずX氏の荷物を本件車両に積み込み、X氏の住居からY氏の住居へ運搬し、X氏の荷物をY氏の住居に降ろし、その後Y氏の荷物を本件車両に積み込む作業をした。Y氏の荷物を本件車両に積み込んだ後、X氏とY氏は、Y氏の交際相手の住居にY氏の荷物を直ぐに運ばずにY氏の住居でY氏所有の自動車の整備をした。その際、Y氏がX氏に対して自動車の整備に使用する物品を買いに行って欲

しい旨を依頼した。X氏はY氏の依頼を受けて、Y氏の住居から10分程の場所にある店舗にY氏の荷物が積まれている本件車両で向かい、同店舗の駐車場に本件車両を駐車した。

X氏が買い物を終えて駐車場に戻った際、X氏は職務質問を受けた。警察官らはX氏を職務質問することを目的に同店舗に臨場していた。X氏は、本件車両に大麻があることを認識しておらず、職務質問に素直に応じた。車内捜索の結果、車内からパケットに入った大麻が二袋発見された。一袋は後部座席に積み込まれていたY氏所有のスーツ上衣ポケットから発見された。もう一袋は後部座席下のフロアカーペットの上から発見された（以下、「本件大麻」という）。本件大麻は、特に隠匿された状況ではなかった。X氏は警察署まで任意同行を求められ、警察署において大麻所持の被疑事実で逮捕された。X氏は弁解録取手続において、スーツから発見された大麻は自分の物ではなくY氏の物だと思う旨を述べた。しかし、本件大麻については、X氏は逮捕当日の数週間前にY氏から大麻を購入し使用した経験があったことから、その残りが自分の荷物の中に入り、荷物の積み下ろしをした際に落ちてしまったのだろうと考えた。そのため、本件大麻は自分のものだと思う旨を供述した。X氏は、本件大麻の所持についてのみ起訴された。

検査段階

1 初回接見

X氏は、初回接見において弁解録取手続と同様の内容を述べていた。また、自分が職務質問をされた

¹ 私は東京三弁護士会多摩支部会員であるため、同会刑事弁護委員会の研修及び刑事弁護フォーラムの研修を受講してきた。

ことが不思議であると述べていた。X氏は、入寮日までに釈放されることを強く希望した。

私は、X氏に対して黙秘権行使するべきであると伝えた。本件のように依頼者が被疑事実を概ね認めており、身体拘束からの早期解放が特に重要である場合、黙秘権行使すると身体拘束が長期化するのではないかと依頼者が不安になる可能性が高い。そこで、黙秘権行使せずに供述することが身体拘束からの早期解放に繋がらない理屈を丁寧に説明した。すなわち、取調べに応じて供述をすれば、捜査機関は供述内容について裏付け捜査すること、同捜査の結果に基づき取調べが繰り返されること、その結果、供述をしても身体拘束期間が短くならないことを説明した。また、両親に連絡を取ること及び勾留決定に対する準抗告を速やかにすることを伝えた。X氏は今後の取調べに対して黙秘することを決めた。

依頼者に対して黙秘権行使の意義をどのように伝えるべきかについては、研修を踏まえて自分なりに考えていた。また、準抗告の申立てをすることを含む今後の見通しを初回接見で明確に伝えることは、依頼者が黙秘権行使の意思決定をする上で重要なという研修での学びの実践が、X氏の黙秘権行使をするという意思決定に繋がった。

2 準抗告棄却と勾留延長後の取調べ

接見を終えた直後に両親に連絡をした。両親は、既にX氏が逮捕・勾留されたことを知っており、勾留を知った直後にインターネットで情報収集をして私選弁護人を依頼していた。しかし、私選弁護人よりも先に私が接見したことから、両親は私選弁護人への依頼を撤回し、引き続き私に弁護人として活動して欲しい旨を述べた。私は両親に対して、就労先についての資料、入寮日についての資料、身元引受書、勾留先の警察署から自宅まで同行する旨の誓約書、自宅にX氏が居住するスペースがあること等の資料の共有をお願いしたところ、速やかに対応してくれた。地方に居住する両親が仕事の都合を付けて上京可能な最短の日程を確認し、勾留決定の3日後に準抗告を申立てた。しかし、準抗告は棄却された。

捜査弁護の研修において、可及的速やかに初回接見に行くことの重要性を学んでいた。本件では私選弁護人よりも先に接見したことが両親の信頼を獲

得する要因の一つになった。また、準抗告において重要なことは、申立書の内容よりも疎明資料であること及び必要となる疎明資料の内容を学んでいたことから、両親に対して必要となる資料を速やかに伝えることができた。

X氏は勾留決定後の取調べに対して黙秘権行使した。しかし、準抗告が棄却され勾留延長が決定された後、X氏は取調べに応じて供述した方が早期に身体拘束から解放されるのではないかと考えるようになっていた。そこで、X氏に対して勾留延長に対する準抗告の結果を踏まえてからでも黙秘を解除するのは遅くはない旨を説得しつつ、両親が上京できる日時との関係で勾留延長決定の4日後に準抗告を申し立てた。しかし、勾留延長に対する準抗告も棄却された。この結果を受けてX氏は身体拘束から早期に解放されるためには黙秘権行使しない方がよいと考えるに至った。私もX氏が被疑事実を認めていることから、今後の黙秘権行使を理解して貰うことは難しいと考えてしまった。そのため、黙秘権行使の助言を徹底することができなかつた。その結果、勾留延長に対する準抗告が棄却された以降、公訴提起日までに本件大麻は自分の物であることを認める内容の供述調書が6通作成された。

当時の私は、黙秘権行使しないことが依頼者の利益になる場合が極めて限定的であることについての理解が不足していた。本件を受任した以後、改めて捜査弁護の研修を受講し、黙秘権行使の意義及びその伝え方を再度学んだ。その結果、現在では黙秘権行使しないことが身体拘束からの早期解放等の依頼者の利益にならないことを理解し、確信を持って依頼者に黙秘権行使の助言ができるようになった。

公判段階

1 公訴事実を争うに至った経緯

本件大麻が発見された経緯には疑問点があった。それは、警察官が店舗に臨場していたこと及び特に不審事由のないX氏を職務質問したことである。この疑問点は検察官請求証拠が開示されたことで解消した。警察官がX氏を職務質問したのは、X氏が買い物を行った直後にY氏が、店舗の場所、X氏の氏名、本件車両の車種及びナンバー、本件車両の中に大

麻がある旨を内容とする110番通報をしていたためであった。なお、追加の証拠請求により、Y氏が逮捕当日以前にもX氏が大麻を持っている旨を通報している事実が明らかになった。

起訴後に保釈されたX氏に、Y氏が通報していた事実を伝えた。X氏がこの事実を知って、Y氏が本件大麻を意図的に本件車両に持ち込んだ可能性を考えるのは当然である。その後、X氏は自身の記憶を改めて振り返った。X氏は、Y氏から購入した大麻は逮捕当日の数日前には使い切っており、逮捕当日には所持していなかったことを確信するに至った。私が冒頭手続等を説明するためにX氏に連絡をした際、X氏から本件大麻は自分の物ではないと思う、公訴事実を争って欲しい旨を伝えられた。第1回公判期日の数日前のことであった。

2 第1回公判期日

第1回公判期日では、公訴事実を争う旨を明らかにした上で、証拠意見をすべて留保した。そして、証拠開示請求をする予定であること、開示された証拠を踏まえて証拠意見を述べること、次回期日で冒頭陳述をすること、期日間整理に付する請求をすることを述べた。

研修において、公訴事実を争う事件では非裁判員裁判事件であっても公判前整理手続又は期日間整理手続に付する請求をするべきであること、証拠開示請求をするべきこと、冒頭陳述をするべきことを学んでいた。そのため、本件のように公訴事実を争うことが第1回公判期日の数日前に決まった場合であっても、自信を持って今後の弁護活動の見通しについて意見を述べることができた。なお、本件は期日間整理手続に付されることはなく、打ち合わせ期日により進行を整理することになった。

3 ケースセオリーの構築

第1回公判期日後に証拠開示請求をした。X氏を原供述者とする供述調書、同氏の供述が記載された捜査報告書等の書面等が開示された。開示を求めたY氏の供述に関連する証拠は存在しない旨の回答であった。

証拠開示を受けた後、X氏から逮捕当日の引っ越しの様子やY氏から購入した大麻の保管状況等につ

いて改めて事実関係の聴き取りをした。請求証拠、開示証拠、聴き取りを踏まえてケースセオリーを立てた。研修で繰り返し指摘があった明確な仮説を立てることを意識した。

ケースセオリーは以下のとおりである。本件大麻が本件車両から発見されたのは、①本件大麻がX氏所有の荷物の中に存在していたから、②本件大麻がY氏所有の荷物の中に存在していたから、③本件大麻をY氏が意図的に本件車両に持ち込んだから、という①ないし③の可能性があり、そして、この可能性の中から②及び③の可能性を排斥することはできないというものである。

4 第2回公判期日

第2回公判期日で冒頭陳述をした。研修で学んだことを踏まえて、ケースセオリーを物語として語った。本件車両にY氏の荷物が積み込まれていたこと、Y氏が本件車両に自由に荷物を持ち込むことができたこと、X氏が職務質問を受けることになった経緯等を重要な事実として指摘した。

5 Y氏に対する尋問

同意書証の取調べ、職務質問をした警察官への尋問後、Y氏に対する尋問がされた。打ち合わせ期日において、Y氏の尋問が必須であることを主張し、裁判官もその必要性を認めた結果、検察官がY氏の尋問を請求した。

Y氏に対する反対尋問で獲得したかったのは、「逮捕当日にY氏がX氏に気付かれることなく本件車両に大麻を持ち込む機会があったこと」を基礎付ける事実であった。反対尋問では、Y氏が自分の荷物を本件車両に積み込んだ時、という場面を設定した上で、本件車両が施錠されていなかった事実、Y氏が一人で荷物を積み込むことがあった事実等を誘導で質問した。Y氏はこれらの質問に対して「はい」と回答した。なお、X氏はY氏が通報した理由に心当たりはなく、通報した理由を知りたがっていた。弁護人としても通報の動機には関心があった。しかし、研修において反対尋問はインタビューではないこと、深追いしてはいけないこと、そして、最も重要なこととしてケースセオリーにおいて必要な事実にターゲットを絞り、誘導尋問によりそれを獲得することに集中することを

学んでいた。そのため、通報した動機については反対尋問で言及をしなかった。

判決は、Y氏が「本件大麻を本件車両内に持ち込む機会があったと認められる」と認定した。もっとも、Y氏尋問の速記録を確認すると、誘導で訊けていない部分、深追いをしてしまっている部分等、研修での学びを実践できていない部分があった。実践の質を向上させるためには、日々の実践を振り返る際にも、研修での学びを意識することが不可欠である。

6 檢察官による追加立証

Y氏の尋問後、検察官は追加書証の証拠調べ請求をした。同証拠は、本件大麻が入っていたパケットに付着していた微物のDNA鑑定結果報告書、X氏及びY氏のDNA鑑定結果報告書であった。立証趣旨は、微物のDNAとX氏のDNAが一致することであった。微物の報告書はSTR型検査法を用いたものであった。もっとも、微物の報告書は、24座位のうち8座位について不詳、12座位について不検出と記載されていた。また、X氏の報告書に記載されていた座位とは4座位が一致していた。DNA鑑定に関する報告書はすべて不同意とした。検察官が請求を維持したことから、科捜研職員の尋問が実施された。その後、伝聞例外の規定により証拠調べ請求がされた。

科学的証拠については、「科学的証拠研修」という研修の受講を通じて、DNA型鑑定の基本事項、鑑定書の読み方、弾劾方法について具体的に学ぶ機会があった。本件までにDNA型鑑定の証拠能力を争った経験はなかったものの、座位に不詳等があることが証拠能力・証拠価値との関係でどのような意味を有するかを考えた結果、関連性なしという意見を述べて請求却下を求めた。裁判官は関連性なしという主張について一定の理解を示したもの、最終的には、本件大麻がX氏の使用していた本件車両で発見されていることから、Y氏が本件大麻を本件車両に持ち込んだとしても、X氏のDNAと微物のDNAが一致することはあり得るとして、必要性なしとして証拠調べ請求を却下した。主張は採用されなかつたが、裁判官を一定程度説得できた手応えがあった。研修を通じて経験豊富な弁護人の弁護実践を学んでいたことで、自身の経験不足を補うことができた。

7 弁護側立証

弁護側立証は、被告人質問、実母の証人尋問、書証の請求をした。

本件大麻が発見された時点では、X氏の荷物は手荷物を除けば本件車両から下ろされていた。積み込まれていた荷物の大半はY氏の所有物であった。この事実は、本件大麻がX氏の荷物から落ちたという可能性を減じる事実といえる。なぜなら、本件大麻が発見された場所は後部座席のフロアカーペットの上(特に隠匿もされていない)であるため、本件大麻がX氏の荷物から落ちた物である場合、X氏が自身の荷物を下ろす際に気が付くはずであるといえるからである。しかし、請求証拠には荷物の積載状況に関する証拠が乏しかった。また、公訴提起された時点では公訴事実を争う予定がなかったため、私は保釈時に返却された本件車両の積載状況を保全していくなかつた。そのため、この事実はX氏に語って貰う必要があった。また、保釈された際にX氏実母が本件車両の引取りをしていたことから、実母にも本件車両の積載状況について語って貰うことになった。車内の積載状況という事実は、言語化が難しい事実だと考えていた。そこで、実演に対してクリティックを受けることができる研修で指摘された、事実を細かく訊く方法を特に意識して質問の準備をした。この点についてはX氏及び実母に必要な事実を語って貰うことができた。その結果、判決は、本件大麻が発見された際に、「X氏の荷物は本件車両から降ろされていたことがうかがわれる」と認定した。

前記のとおり、X氏は捜査段階で「本件大麻は自分の物だと思う」旨を供述していた。否認事件であるにも関わらず自白調書が存在している場合には、自白に至った経緯を明らかにすることが必須であることを研修で学んでいた。そのため、自白に至る経緯を質問した。しかし、私の質問内容が悪く、X氏に必要な事実を語って貰うことができなかつた。この点についての被告人質問は失敗だったと言うほかない。繰り返し研修を受ける必要性を痛感した。

X氏が被告人質問において本件大麻は自分の物ではない旨を供述したことから、検察官はX氏の供述調書の請求を維持し、裁判所は同供述調書を採用した。自白に至る経緯について被告人質問で十分な事実を顕出できなかつたため、裁判官が検察官請

求の供述調書により心証形成することが懸念された。そこで、開示を受けていたX氏の供述調書をすべて弁号証として請求した。X氏は本件大麻が本件車両から発見された理由について、一貫して引っ越しの際に自分の荷物から落ちてしまったのだと思う旨を述べるにとどまっており本件大麻を自分の物であると明確には述べていなかった。X氏の供述調書をすべて請求することで、X氏の一貫した供述を顕出し、捜査段階ではY氏による通報の事実を知らなかつたことも加味すれば、X氏が本件大麻を自分の物であると思い込んでいた可能性があることを示して被告人質問の失敗に対処しようとした。

判決は、捜査段階の供述に反するX氏の公判供述は信用できないとしたものの、弁護側請求の供述調書の内容も踏まえて、X氏の捜査段階の供述については、「本件大麻は自分が持っていた物であると思い込んでその旨供述していたのではないかとの疑念もある」と認定した。結果として、被告人質問の失敗は致命的なものにはならなかつた。

8 弁論

弁論では、本件大麻は、Y氏所有の荷物の中に存在していたものである可能性を払拭できること、Y氏が意図的に持ち込んだ可能性を払拭できないことについて論拠を示すことに注力した。前者の点については、本件車両に積載されていた荷物の大半がY氏の物であったこと、後者の点については、Y氏がX氏の関知しない状況で本件大麻を本件車両に持ち込むことができたこと、Y氏が110番通報をしていることを中心にして証拠の議論をした。X氏の捜査段階の供述については、X氏の思い込みによるものである可能性を排斥できないことを主張した（検察官の求刑は懲役6月、大麻の没収）。

一つの争点の論拠は3つに絞るという「ルールオブ スリー」を意識することで、どの証拠を重視して議論すべきかが明確になった。「初めに強く」等、その他研修で学んだことを意識しながら最終弁論を作成すると、自然と弁論の原稿が完成した。研修は弁論を作成する際の道標であることが実感できた。

判決

判決は、本件大麻を本件車両に持ち込んだのはY氏ではないかとの合理的疑いを払拭することができないこと、X氏の供述調書の内容は、捜査段階の認識を素直に述べたものであるものの、同供述により本件大麻がX氏の物であると認定することはできないこと等を理由に、X氏が公訴事実記載の日時・場所において本件大麻を所持していたとは認められないと判断した。検察官控訴はなく、無罪が確定した。

おわりに

以上のように、私の弁護実践には独創性も目新しい点も特にない。研修で学んだことを実践することを心掛けたに過ぎない。弁護活動で悩みが生じた際には、研修の資料等を読み直した。研修で学んだことを反芻することで、手続の各段階でするべき弁護実践が明確になった。

弊事務所は、先輩に相談できる環境はあるものの、刑事弁護に力を入れているわけではない。そのような環境で、一人で担当した国選事件で無罪という結果²を得ることができたのは研修のおかげである³。また、私の弁護実践は、証拠開示や科学的証拠等の学術的知見の成果にも支えられている。

昨今、刑事弁護の質の向上が刑事手続の課題として指摘されるが、研修での学びを実践すれば一定の質を担保した弁護実践ができる。弁護士会の研修、刑事弁護フォーラムの研修は、刑事弁護の質の向上に直結する。

これまで積み重ねられてきた実務経験・学術的知見を研修で学び、それを踏まえた弁護実践をしてきたことは、日本の刑事司法が絶望的なものから変容しつつある要因の一つになっているのではなかろうか。研修を踏まえた弁護実践が今後も継続されることが肝要であり、それはすべての弁護人ができることがある。

2 無罪判決を得たのは本件が2件目である。もう一件も一人で担当した国選事件であり、研修で学んだことを実践した。

3 研修への感謝を「研修・勉強会のありがたさ」季刊刑事弁護114号（2023）103頁で述べた。また、個別にお名前を出すことは控えるが、東京三弁護士会多摩支部刑事弁護委員会の諸先輩から様々な助言を常に頂戴している。先輩方からの助言も研修の一環だと考えている。